

活 動 重 点 日

- 9月21日(木) 横断歩道おもいやりの日
- 9月22日(金) 飲酒運転根絶の日
- 9月25日(月) 自転車安全利用の日
- 9月27日(水) シートベルト・チャイルドシート着用徹底の日
- 9月28日(木) 高齢者交通安全呼び掛けの日
- 9月30日(土) 交通事故死ゼロを目指す日(全国指定日)



新しい
車両区分



特定小型原動機付自転車

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されています。

1 特定小型原動機付自転車とは

次の基準を全て満たすものをいいます。

最高速度 **20km/h 以下**

定格出力 **0.6kW 以下**

車体の大きさ **長さ1.9m 以下/幅0.6m 以下**

※要件を満たさないものは、車両形状等にかかわらず令和5年7月1日以降も引き続き、その車両区分(一般原動機付自転車又は自動車)に応じた法令の規定が適用されます。

特定小型原動機付自転車ってなに？

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されています。

Q1 特定小型原動機付自転車とは？

- 最高速度 **20km/h 以下**
- 定格出力 **0.6kW 以下**
- 車体の大きさ **長さ1.9m 以下/幅0.6m 以下**

Q2 誰が乗れるの？

16歳以上であれば、免許証が無くても乗ることが可能です。

Q3 どこを走れるの？

- 公道を通行しなければなりません。
- 自転車道も通行することができます。

Q4 利用するにはどうすれば？

公道を走行するに当たっては、

- 車両が道路運送車両の保安基準に適合し、
- ナンバープレートを取り付け、
- 自賠責保険(共済)に加入しなければなりません。

富山県交通対策協議会

2 年齢制限

16歳以上であれば、免許証が無くても乗ることが可能です。

3 走行場所

・車道を通行しなければなりません。

- ※ 例外的に歩道を通行できる場合、特例特定原動機付自転車の基準
- 最高速度表示灯(緑色の灯火)を点滅させていること
 - 時速6kmを超える速度を出すことができないこと等
- を全て満たす場合に限り、一部の歩道を通行することができます。

特定小型原動機付自転車

年齢 **16歳以上**

運転免許証 **不要**

ヘルメット **努力義務**

ナンバープレート **必須**

自賠責保険 **必須**

軽自動車税

最高時速 **20キロ**

※歩道走行は **6キロ**

4 利用方法

公道を走行するに当たっては、

- ①車両が道路運送車両の保安基準に適合し、
- ②ナンバープレートを取り付け、
- ③自賠責保険(共済)に加入しなければなりません。

交通ルールの詳細は[警察庁ウェブサイト 特設ページ]
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html>



令和5年

秋の全国交通安全運動

富山県推進要綱

期 間 **9月21日(木)~9月30日(土)**

スローガン **ゆずりあう 心でひろがる 無事故の輪**

まずはみんなで安全確認!

みんなで守る交通ルール

令和5年9月21日(木)~9月30日(土)

秋の全国交通安全運動

9月30日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

内閣府

運動重点

- 1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- 3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

富山県交通対策協議会

富山県・富山県警察・富山県教育委員会・市町村・(公財)富山県交通安全協会

運動の目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、県民一人ひとりが交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与することを目的とする。



重点 ① こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

1 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- ① 歩行者に対する基本的な交通ルールの周知及びハンドサインの実践
- ② 歩行中のこどもの交通事故の特徴(飛び出しによる事故が多いこと)を踏まえた交通安全教育の推進
- ③ 日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からのこどもへの交通安全教育の推進
- ④ 高齢者自身が加齢に伴う身体機能の変化を理解し、安全な行動を実践するための交通安全教育の推進
- ⑤ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進



《正しい横断ルール》

- ① 横断歩道を渡ること
- ② 信号機の信号に従うこと
- ③ 横断する意思を明確に表すこと(ハンドサインの実践)
- ④ 安全を確認してから横断すること
- ⑤ 横断中も周りに気を付けること

《正しい通行ルール》

- ① 右側通行
- ② 歩道通行

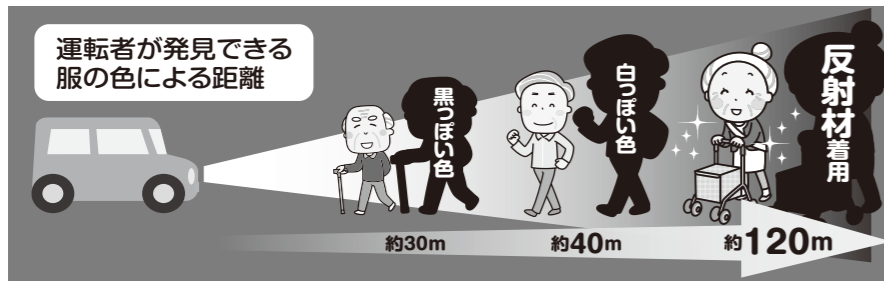
2 歩行者の安全の確保

- ① 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路における見守り活動等の推進
- ② 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策の推進

重点 ② 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

1 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- ① 夕暮れ時と夜間に発生する交通事故の特徴を踏まえた交通安全教育の推進
- ② 夕暮れ時における自動車や自転車前照灯の早めの点灯の励行
- ③ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用促進
- ④ 事業者による従業員への夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起



富山県の日没時間	
9月21日	17時51分
9月30日	17時37分
10月15日	17時16分
11月15日	16時43分
12月15日	16時36分

2 運転者の歩行者等保護意識の向上

- ① 交通ルールの遵守と「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った交通マナーの呼び掛け
- ② 横断歩道等における歩行者等の優先義務の遵守と歩行者等保護の徹底
- ③ 歩行者保護など安全運転の意識や態度の向上のための教育・啓発の推進
- ④ 運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性についての広報啓発の推進



3 飲酒運転の根絶

- ① 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動の推進
- ② 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進
- ③ 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成
- ④ 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底

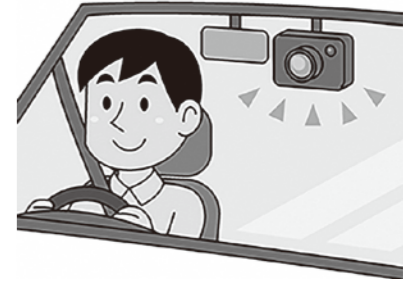


運動の進め方

各推進機関・団体等は、相互に連携を図るとともに、それぞれの家庭、地域、職場、学校等において実情に応じた活動を推進し、県民をあげての運動となるよう努める。

4 妨害運転等の防止

- ① 妨害運転等の悪質・危険な運転についての広報啓発の推進
- ② 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進



5 高齢運転者の交通事故防止

- ① 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等の交通安全教育及び広報啓発の推進
- ② 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進
- ③ 安全運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進
- ④ 運転免許証の自主返納制度と各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進

6 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ① 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシート使用の義務や効果等の理解促進
- ② シートベルトの正しい着用方法とチャイルドシートの正しい使用方法の周知徹底
- ③ 高速バス等の乗車時における全ての座席でのシートベルト着用徹底の指導・広報啓発の推進



7 二輪車運転者に対する広報啓発

- ① 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- ② 若年層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進

重点 ③ 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

1 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保

- ① 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- ② 夕暮れ時の早めの灯火点灯と反射材用品等の取付け促進による自転車の被視認性の向上
- ③ 幼児用座席のシートベルト着用と幼児二人同乗用自転車の安全利用に関する広報啓発の推進
- ④ 自転車利用者の安全を確保するための定期的な点検整備の促進
- ⑤ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進



2 自転車の交通ルール遵守の徹底

- ① 「自転車安全利用五則」の周知と遵守の徹底
- ② 交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底
- ③ スマートフォン等使用時や傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転の危険性の周知と指導の徹底
- ④ 自転車を用いた配達事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

3 特定小型原動機付自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- ① 特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールの周知と遵守の徹底
- ② 被害軽減のためのヘルメット着用の徹底
- ③ 販売事業者、シェアリング事業者等と連携した安全利用についての広報啓発の推進

